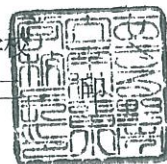




あきる野市教育委員会 殿

あきる野市立南秋留小学校
校長 中島 靖二

令和7年度 特別支援教室の教育課程について（届）

このことについて、学校教育法施行規則第140条及びあきる野市立学校の管理運営に関する規則に基づき、特別支援教室による指導の教育課程を下記のとおり届けます。

記

1 特別支援教室の教育目標

本校の学校教育目標「考える子、心ゆたかな子、じょうぶな子」の実現に向け、特別支援教室では、以下の4点を目標として設定する。

- (1) 自分のできることをしっかりとやり遂げる子 (2) 苦手なことにも取り組もうとする子
(3) 助けを求められる子、受け入れられる子 (4) 自分も他者も大事にできる子

2 教育目標を達成するための基本方針

- (1) 「個々の児童が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う」という自立活動の目標の達成を目指す。そのために対象児童の障害特性を鑑み、「健康の保持、心理的な安定、人間関係の形成、環境の把握、身体の動き、コミュニケーション」の項目を重点とする。
- (2) あきる野市の重点施策インクルーシブ教育の実現に向け、通室している児童一人一人の実態を的確に把握し、自立に必要な力が付けられるように通室指導の充実を図るとともに、在籍学級と連携し学んだことの実践を促す。
- (3) 校長の経営方針を受けて校内支援体制の強化を目指し、特別支援教育コーディネーター、特別支援教室巡回指導教員を中心に、全教員で共通理解を図りながら、通室児童の支援の充実を図る。
- (4) 保護者への啓発や児童への理解教育を計画的に行う。

3 指導の重点

(1) 適切なアセスメントと計画的、継続的な支援

巡回相談員、主治医等の専門家の助言を得て、各児童の教育的ニーズを的確に捉えて指導にあたる。きめ細やかな情報収集による適切なアセスメントを行い、個に応じた指導の充実を図る。個別指導計画に基づいて、年間を前期、後期の2期に分け、連携型個別指導計画を作成し保護者面談・担任面談を行い、指導課題と成果の共有を図る。

(2) 小集団指導と個別指導の併用

社会性やコミュニケーションの指導が必要な児童については、小集団指導と個別指導の併用により、指導の効果を高める。小集団指導については実態に応じたグループ編成に努める。個々の目標を明確にして小集団に参加するようにさせ、実践的に学べるようにする。児童自身が自己の課題を理解して努力できるよう、個別指導で目標をたて毎回振り返ることで言動の変容を図る。

(3) 在籍学級、保護者及び関係機関との連携

日常的に在籍学級、保護者と児童の様子について情報交換し、指導に活かす。必要に応じ関係機関（教育相談所、医療機関等）との連携を図り、児童の教育的ニーズの把握や支援方法の充実に活かす。

4 その他の配慮事項

- (1) 保護者全体への説明や児童全体への理解教育を年間で計画的に行う。
- (2) 障害による学習上や生活上の困難がある児童に対する教育の専門的機能を果たし、巡回相談心理士からの助言を活かし、通室児童の指導の充実を図り、通室指導が必要な児童の相談に応じる。